

労働基準広報 2014 No.1836 11/11

CONTENTS

特集 プラチナくるみん創設 & 現行くるみん改正！—— 6

プラチナくるみん認定受ければ 3年間にわたり32%の割増償却が

今年9月24日に諮問・答申が行われた「次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び「行動計画策定指針案要綱（一般事業主行動計画に係る部分）」では、現行くるみんの認定基準改正や新設のプラチナくるみん制度の認定基準などの案が示された。これらの省令・指針は改正次世代法と同様、平成27年4月1日に施行される予定。現行のくるみん認定は、①イメージアップ、②税制面で認定を受けた事業年度における32%の割増償却の適用——などのメリットがある。企業は、新設されるプラチナくるみん認定を受けることで、さらなるイメージアップが図れ、また、税制面では、3年間にわたり割増償却が受けられる見込み。

(編集部)

●特別企画／拡充された「キャリア形成促進助成金」及び「キャリアアップ助成金(人材育成コース)」の活用について— 18
「専門実践教育訓練」を活用した
従業員の中長期的なキャリアアップ
に取り組む事業主への支援を創設
(厚生労働省職業能力開発局育成支援課)

●労働判例解説／東レエンタープライズ事件— 26
セクハラ被害について派遣元に損害賠償請求
派遣先への働きかけなど適正な対応
怠ったとして派遣元の責任認める
(平成25年12月20日・大阪高裁判決)
(弁護士・新弘江〔あだん法律事務所〕)

●労働局ジャーナル—— 37
和歌山局が和歌山大学で
寄附講義「労働行政実務」を開講
(和歌山労働局)

●NEWS — 1
(厚労省・長時間労働削減の徹底を目的に重点監督) 延長時間長い三六協定の事業場も対象に／(女性の活躍推進を図る法案の内容) 民間企業に関する規定の施行は28年4月からに／(今後の能力開発のあり方で報告書) 外部労働市場でも活用できる能力評価制度構築を／ほか

●転ばぬ先の労働法〈紛争予防の誌上ゼミ〉— 38
第18講 証拠収集の方法と刑事責任
証拠収集の方法を間違えると
刑事責任が発生することも
(北海学園大学法学部准教授・弁護士 浅野高宏)

●連載 労働スクランブル® (労働評論家・飯田康夫) — 42 ●労務資料 労働条件の設定・変更と人事処遇に関する実態調査結果 — 44 ●わたしの監督雑感 山口・徳山労働基準監督署長 末廣高明 — 54 ●労務相談室 だより — 56

労務相談室

回答者

募集・採用 [日本人配偶者と離婚した外国人] 在留資格どうなる — 48 弁護士・加藤彰
労働基準法 [入社前研修で飛び込み営業の実地訓練を行う] 労働に当たるか — 50 弁護士・岡村光男
社会保険 [健康保険の高額療養費] 転職しても通算されるか — 52 特定社労士・大槻智之

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内